

受付

11.8.24

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(土・日・祭日)に当るときは、その翌日)

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

告示 示 教育職員の免許状の授与
手続第二種漁業(えびけた網漁業)の許可の申請期間
土地改良事業計画書等の縦覧
数人が共同して行なう土地改良事業の施行に係る換地処分
町営土地改良事業の施行に係る換地処分
解除予定の保安林にする旨の通知
道路の位置の指定
◇公安告示 道路交通法による聴聞の実施
◇雑報 鳥取食糧事務所管内出張所の位置の変更

告示

鳥取県告示第四百三十二号
教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許状の種類 番号 氏名 本籍地
高等学校教諭二級普通免許状 昭四一高二普第三号 吉村誠之助 鳥根県

鳥取県告示第四百三十三号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第一項に規定する小型機船及び網漁業のうち手続第二種漁業(えびけた網漁業)の許可の申請期間を次のとおり定めたので、鳥取県海面漁業調整規則(昭和四十年九月鳥取県規則第四十六号)第九条第三項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 許可に係る海域 | 申請期間 |
|------------------------------------|----------------------------|
| 最大高潮時における西伯那阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合 | 昭和四十一年八月二十四日から昭和四十一年九月七日まで |

鳥取県告示第四百三十四号

昭和四十一年五月二十三日付けで鳥取市妙徳寺富吉安治ほか十五人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

縦覧に供する書類の名称、土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間 昭和四十一年八月十九日から二十日間
三 縦覧に供する場所 鳥取市役所
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定に基づき、東伯郡関金町泰久寺六百四十三番地 山根隼三ほか十七人が共同して行なう土地改良事業の施行に係る東伯郡関金町泰久寺地区の換地処分があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第一項の規定に基づき、東伯郡関金町が行なう町営土地改良事業の施行に係る東伯郡関金町泰久寺地区の換地処分があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百三十七号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字妻鹿野字扇山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

避難小屋敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百三十八号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十一年八月五日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名 道路の位置の指定場所 道路の幅員及び延長
鳥取市片原 鳥取市田島字大星向北側一九番一
二丁目一〇 字向畑田一二五番一

九番地 田中 宜二 字長丁一四五番六 幅員 四メートル
字二久保田一四七番一 幅員 四メートル
一六一番地先農 延長 二二三メートル
字向畑田一二五番一 地先農

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第一百四十一条の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十九日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年八月三十日 午前十時から

鳥取市東町 鳥取県警察本部内（県庁七階）

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 岩美郡福部村大字久志羅二七〇 森 谷 勇
- 2 岩美郡岩美町大字大谷三八五の三 本 山 武 志
- 3 鳥取市紙子谷三五の四 岩 成 深 一
- 4 鳥取市西品治六二五の七二 西 川 金 次 郎
- 5 鳥取市安長八〇二の一 熊 本 敏 則
- 6 鳥取市銀治町二一 杉 本 利 一
- 7 鳥取市津ノ井二六四の二 岡 本 幸 孝

- 8 鳥取市津ノ井二七三の五 入 江 彬 史
- 9 鳥取市寺町 宮内荘アパート六号 間 島 敏 郎
- 10 鳥取市布勢四〇七 中 島 達 雄
- 11 鳥取市古市二九二 谷 口 澄 男
- 12 鳥取市桂見七七六 森 本 憲 彦
- 13 鳥取市大杖六〇 鷹 取 正 泰
- 14 鳥取市馬場町三八 山 崎 恒 行
- 15 岩美郡国府町大字麻生四〇八の一 中 村 弘
- 16 岩美郡国府町大字上地三七九 森 谷 三 郎
- 17 八頭郡那家町大字篠波一三四 岡 島 弘 道
- 18 八頭郡那家町大字上津黒一九七の三 衣 笠 久 弘
- 19 八頭郡那家町大字下峯寺一八〇の一 城 口 節 夫
- 20 八頭郡河原町大字曳田三二七の一 西 田 昌 平
- 21 八頭郡智頭町大字新見二二七の一 河 村 頼 幸
- 22 八頭郡佐治村大字春米一一八 岡 村 一 順
- 23 気高郡気高町大字宝木一〇〇五 藤 本 鉄 好
- 24 気高郡気高町大字勝負六八〇の三 山 田 正 直
- 25 倉吉市東町四二二 山 中 凱 樹
- 26 倉吉市津原四〇四 伊 藤 静 男
- 27 倉吉市下福田三七二 小 矢 野 正 幸
- 28 倉吉市福吉町一一四四 早 川 英 臣
- 29 東伯郡三朝町大字本泉一五二 河 本 康 博
- 30 東伯郡三朝町大字本泉二一四 平 井 康 之
- 31 東伯郡北条町大字園坂五三八 格 陽

雑報

鳥取食糧事務所管内出張所の位置を次のとおり変更したのでお知らせします。

昭和41年8月19日

鳥取食糧事務所長 村越久夫

移転出張所名 庁舎所在地

鳥取食糧事務所吉支所三朝出張所 東伯郡三朝町字大瀬1256の1

受付

11.8.24

鳥取県公報

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び金曜日発行

(当日が休日に当たるときは、その翌日)

規 則

目 次

- ◇規 則 鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則
- ◇訓 令 鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する訓令
- ◇告 示 保安林予定森林にする旨の通知
- ◇選挙告示 政党、協会その他の団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇公 告 クリーニング師試験の実施

鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十一年八月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県規則第三十六号

鳥取県皇族奉迎本部設置規則を廃止する規則

鳥取県皇族奉迎本部設置規則(昭和四十一年六月鳥取県規則第二十二号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第九号

鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十一年八月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程を廃止する訓令

鳥取県皇族奉迎本部における文書の取扱いについての特例に関する規程(昭和四十一年六月鳥取県訓令第七号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和四十一年八月二十三日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百三十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十一年八月二十三日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 本 江 滋 二

保安林予定森林の所在場所

八頭郡用瀬町大字川中宇奥山谷八五四の二(国有林)、八五六、八五八、大字安蔵字見打谷影平一二三〇(以上三筆国有林。次の図に示す部